

第5章 整備基本計画

5-1 地区区分の設定（ゾーニング）

（1）地域（エリア）、区域（ゾーン）、地区区分の設定 （図 5-1・5-2）

計画範囲の地区区分について、先ず法・条例による保存の現状、地表面遺構の残存状況、保存管理区分などを踏まえ、地域（エリア）として城郭の中核を形成している「内郭エリア」とその周辺の「総構え（外郭）エリア」に分ける。

次に、両エリアを以下のように区域（ゾーン）に区分して、それらのゾーンを単位とし、史跡指定地内では各ゾーン内の曲輪毎を地区とし、各種整備計画を検討する。

史跡指定地外である「内郭3ゾーン」「総構えゾーン」のうちで、岡崎城跡の城郭遺構として主要な価値を有している場所や、発掘調査により遺構等が確認される可能性が高い場所を「整備拠点箇所」として挙げる。

<内郭エリア>

◆内郭1ゾーン 【本丸・持仏堂曲輪・清海堀・風呂谷曲輪・坂谷曲輪（部分）】

史跡指定地であり、本丸・持仏堂曲輪を核とした城郭の中核部を範囲とする。堀や石垣等の遺構が現れ、史跡の本質的な価値が目に見える形で良好に保存されている。

【保存管理区分：A 1 地区】

◆内郭2ゾーン 【二の丸（部分）・三の丸（部分）・東曲輪・隠居曲輪・菅生曲輪（部分）・坂谷曲輪（部分）・龍城堀・総構え（部分）】

史跡指定地のうち、二の丸・菅生曲輪等の内郭1ゾーンの周辺を範囲とする。史跡の本質的な価値は、石垣や地形として比較的往時の空間が表われ、地下にも内在している。

【保存管理区分：A 2 地区】

◆内郭3ゾーン 【二の丸（部分）・三の丸（部分）・備前曲輪・浄瑠璃曲輪・菅生曲輪（部分）・北曲輪・稗田曲輪・白山曲輪】

史跡指定地外の内郭範囲とする。市街地化し城郭としての本質的な価値が顕在化していないが、堀や石垣等の遺構が埋蔵されている。

【保存管理区分：B 1 地区】

<総構え（外郭）エリア>

◆総構えゾーン

岡崎城総構えを含む内郭エリアの外側一帯の計画域内を範囲とする。市街地化し城郭としての本質的な価値が顕在化していないが、堀や石垣等の遺構が埋蔵されている可能性が高い。

【保存管理区分：B 2 地区・C 地区を含むゾーン】

(2) 整備の方向性について

各ゾーンの整備の方向性について、次のように定める。

表 5-1 ゾーニング区分

ゾーン名称	整備の方向性
内郭エリア	
内郭1ゾーン 本丸 持仏堂曲輪 清海堀 風呂谷曲輪 坂谷曲輪（部分） 【保存管理区分：A1地区】	－史跡の価値を将来にわたり確実に保存する－ 市史跡指定地を構成し、城郭中枢部である本丸を中心とした史跡の価値が良好に保存されているゾーン ○現存する石垣遺構等の遺構の保存、修理を最優先目標とする。 ○天守や石垣等の史跡の景観を保全する。 ○発掘調査等史跡の調査研究を推進し、重要な遺構については復元・表示検討、展示の可能性を探る。 ○史跡にふさわしくない施設等に対する廃止や移転の早期検討
内郭2ゾーン 二の丸（部分） 三の丸（部分） 東曲輪 隠居曲輪 菅生曲輪（部分） 坂谷曲輪（部分） 龍城堀 総構え（部分） 【保存管理区分：A2地区】	－遺構を保全しつつ、歴史文化資産としての価値を顕在化する－ 市史跡指定地を構成し、比較的往時の空間が残され、史跡の本質的価値が内在しているゾーン ○発掘調査等史跡の調査研究を推進し、重要な遺構については復元・表示検討、展示の可能性を探る。 ○地下遺構や史跡景観の保全に留意しながら、利用者に心地よい憩いの場を提供する整備とする。 ○史跡にふさわしくない施設等に対する廃止や史跡指定外移転の検討
内郭3ゾーン 大手門 菅生川端石垣 大林寺郭堀 等 整備拠点箇所 【①～⑨】 【保存管理区分：B1地区】	－岡崎城内郭の市街地へ回遊性を持たせる－ 内郭のうち市史跡指定地の外側のゾーン ○内郭の重要箇所を顕在化させる。 ○整備拠点箇所に対し発掘調査を推進し、重要な遺構については復元・表示検討、展示の可能性を探る。 ○内郭の規模を把握でき、天守への眺望場所を確保する。
総構え（外郭）エリア	
総構えゾーン 籠田総門 松葉総門 御馳走屋敷 総堀 菅生川 等 整備拠点箇所 【⑩～⑳】 【保存管理区分：B2地区・C地区を含むゾーン】	－岡崎城総構えや東海道二十七曲りへ回遊性を持たせる－ 外郭を構成する総構え内の城下町（武家屋敷・町家）ゾーン ○総構え、東海道二十七曲りの位置を顕在化させる。 ○対象整備拠点箇所に対し発掘調査を推進し、重要な遺構については復元・表示検討、展示の可能性を探る。 ○総構えの広さを体感でき、天守への眺望場所を確保する。 ○整備拠点箇所を含め、総構えの外縁（総堀）、東海道二十七曲りと一体となった回遊動線を設定し、都市計画動線と連携する。 ○エリア内の他の文化財、社寺や近代化遺産等の歴史文化資産を結ぶ、文化財ネットワークを形成する。

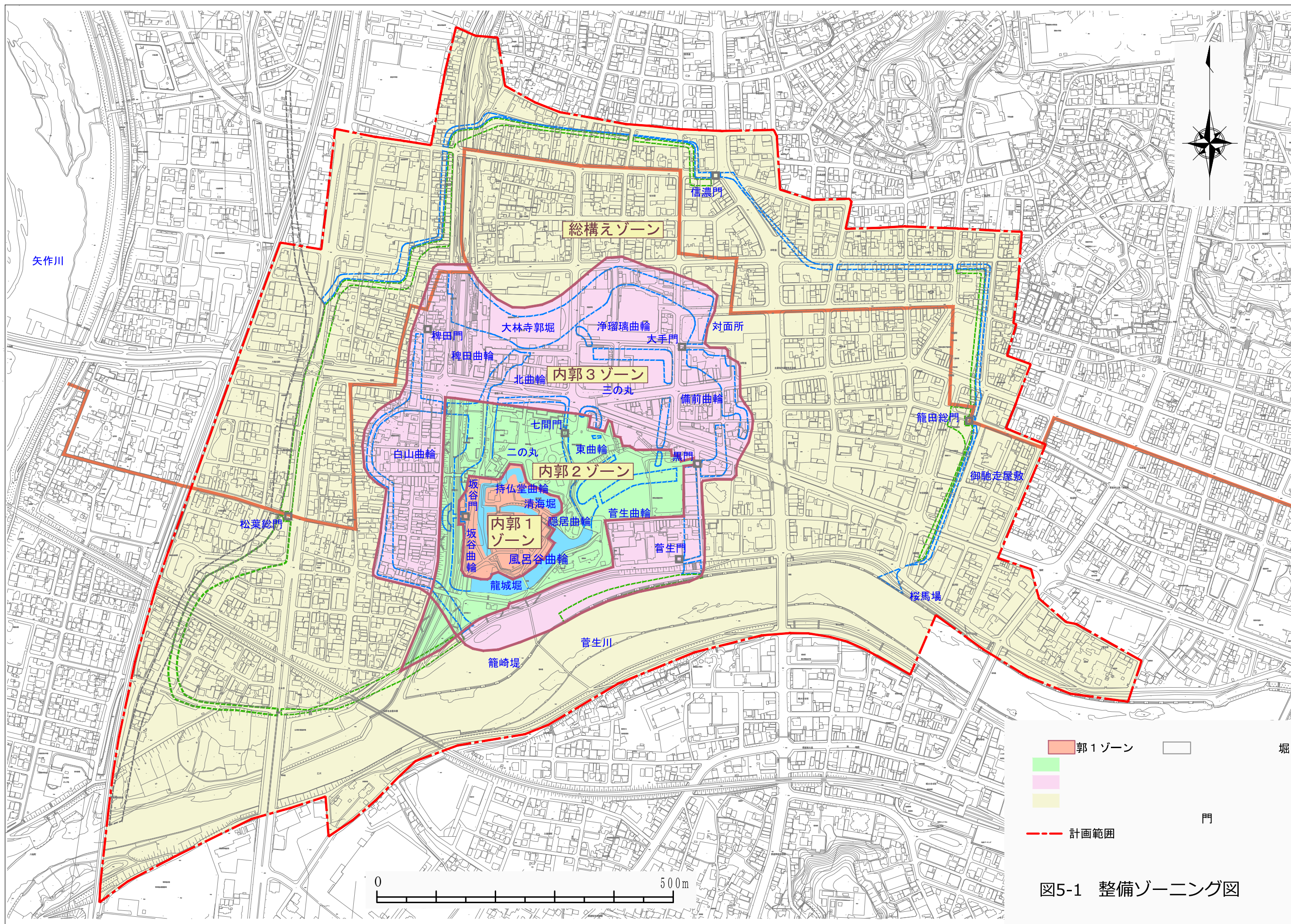


図5-1 整備ゾーニング図



図 5-2 整備ゾーニング図（市史跡指定地）

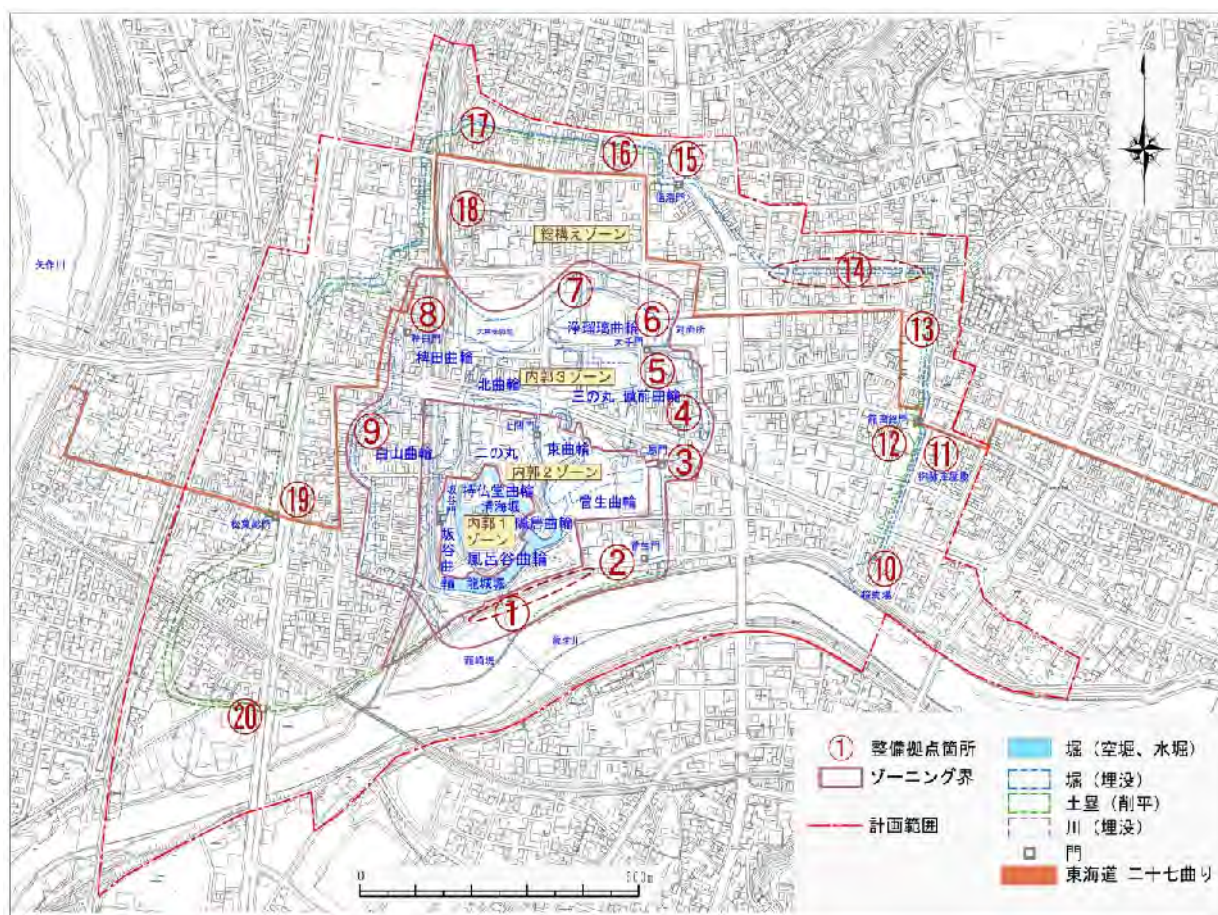


図 5-3 整備拠点箇所（史跡指定地外）位置図

表 5-2 整備拠点箇所（史跡指定地外）一覧

ゾーン名	記号	整備拠点箇所
内郭 3	①	菅生川端石垣
	②	菅生門
	③	黒門
	④	東馬出し
	⑤	大手門
	⑥	大林寺郭堀(買い物広場)
	⑦	大林寺郭堀(城北遊園)
	⑧	稗田門
	⑨	外堀(新田白山神社)

ゾーン名	記号	整備拠点箇所
総構え	⑩	総堀、桜馬場(乙川堤防)
	⑪	御馳走屋敷
	⑫	籠田総門
	⑬	総堀(籠田公園)
	⑭	総堀(八幡町沿い)
	⑮	信濃門
	⑯	総堀(御旗公園)
	⑰	総堀(伊賀川堤防)
	⑱	総堀、河岸段丘(白山神社)
	⑲	松葉総門
	⑳	総構え土塁(明神橋付近)

5-2 調査研究計画

<基本的な考え方>

◆城郭全体を解明する継続的な調査研究の実施

- ・発掘等の現地調査、絵図・文書等の文献調査を継続的に計画し城郭全体の解明を目指す。調査成果に基づく史跡（遺構）の位置、規模等の確定を行い、整備の礎とする。

◆資料と調査成果の収集・整理

- ・城跡関連資料について集約並びに新たに資料収集・整理を行い、データベース化を図る。

◆岡崎城跡の調査研究を継続的に推進する体制の整備

- ・岡崎城跡としての調査研究を、総合的に継続的に実施することのできる体制を整える。

(1) 発掘調査

- これまでは、開発等に先立った発掘調査がほとんどであったため、城郭遺構の全容を把握する情報が不足していた。今後は絵図等が確認されていない岡崎城の築城時から徳川家康在城時を含めた城郭遺構の全容を把握することを目的とした発掘調査の計画を立案し、継続して調査研究を行っていく。
- 史跡指定地内、包蔵地内での史跡の現状変更行為に伴う発掘調査等への立会や実施については、保存管理計画に基づき実施する。

表 5-3 発掘調査予定箇所

ゾーン名	地区名(曲輪、堀)	調査場所(図 5-3 整備拠点箇所番号、図 5-4 地点番号)
内郭1	本丸	月見櫓(1)、埋門(2)、清海堀(3)、忠魂碑西(4)
	持仏堂曲輪	太鼓門(5)
	風呂谷曲輪	本丸風呂谷曲輪間(1)、忠魂碑下(4)
内郭2	二の丸	二の丸(6)
	坂谷曲輪	坂谷門跡(7)
	東曲輪	南(東)切通し(8)
	菅生曲輪	枅形(南切通し門)(9)
内郭3	備前曲輪	④東馬出し(10)
	浄瑠璃曲輪	⑤大手門(11)
	大林寺郭堀	⑥大林寺郭堀(買い物広場)(12)
	稗田曲輪	⑧稗田門(13)
総構え	総堀沿い	⑩総堀、桜馬場(乙川堤防)(14)
		⑪御馳走屋敷(15)
		⑫籠田総門(16)
		⑬総堀(籠田公園)(17)
		⑭総堀(八幡町沿い)(18)
		⑯総堀(御旗公園)(19)
		⑰松葉総門(20)
		⑳総構え土塁(明神橋付近)(21)

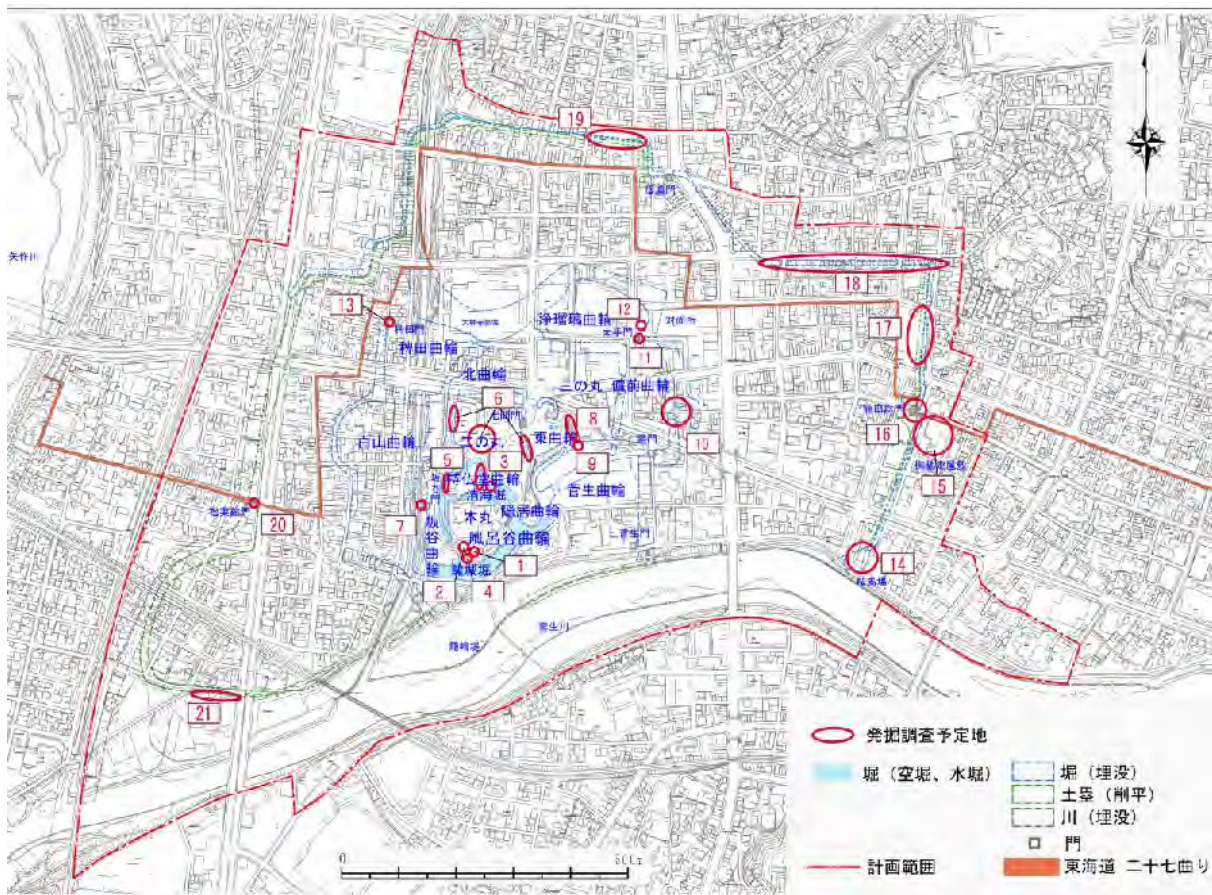


図 5-4 発掘調査計画図

(2) 石垣調査

- 現存する土塁、石垣等については、明治以降の廃城や土地利用の変遷に伴い、新たに改変した箇所あるいは堀等滅失した箇所については、今後計画的な確認調査を行っていく。
- 特に石垣については、「岡崎城跡石垣基礎調査」(平成 26 年度)の成果に、近現代に構築した石垣、発掘調査による地下の石垣を加え、文献調査、構築年代及び積み直しの履歴、石材等の把握を図る。また、測量による記録化、変位量計測を計画的に実施する。

事業内容

<内郭1ゾーン> 【本丸・持仏堂曲輪】

- ・本丸・持仏堂曲輪等で見られる野面積み、打込接ぎ、切込接ぎの各石垣の年代等の研究及び修復時の記録を作成するため、三次元測量調査を計画する。
- ・本丸・持仏堂曲輪において、危険度が高いと判断され動線に面する石垣について定点を設け石垣変位計測を継続的に実施する。

<内郭2ゾーン> 【二の丸・東曲輪・菅生曲輪】

- ・二の丸・東曲輪・菅生曲輪において、内郭1ゾーンと同様に危険度が高いと判断され動線に面する石垣について年代等の調査研究及び計画的な三次元測量を実施する。

（３）歴史的建造物等調査

○総構え内に残る民家や社寺、あるいは常夜燈等の歴史文化資産に対する調査を行う。

事業内容

＜内郭３ゾーン、総構えゾーン＞

- ・歴史的建造物の悉皆調査を実施し、建造物の保存や歴史的なまちなみ形成の基礎資料として活用していく。

（４）資料調査

○図書館、美術博物館、教育委員会等に分散している古文書、絵図、指図等の所在調査、資料の集中管理等を図り体系的な研究を進める。

○古写真や絵葉書等については、関係機関のみならず市民あるいは民間企業が所有する情報の収集を行い、データベースを構築する。

○調査研究が総構えの範囲まで広がることも踏まえて、調査対象年代を近世から近代まで広げる。

○資料調査範囲を広げ、情報の収集・整理を継続的に行う。

5-3 保存修復計画

< 基本的な考え方 >

◆城郭遺構の確実な保存

- ・現存する築城当時の土塁並びに近世以降の石垣等の城郭遺構は、岡崎城の歴史的価値の根幹をなし高めている重要な要素であり、これを適切に保存する。

◆遺構保存と景観に配慮した樹木整備

- ・土塁並びに石垣等の遺構の保存、歴史的景観の保全に影響を与える樹木について、植栽管理計画により緊急度・優先度に応じ適正に伐採等を行う。

◆公開活用に資する保存修復方法の検討

- ・修復が必要と判断された土塁や石垣を始めとする遺構については、単なる保存修復だけではなく、その後の展示あるいは公開も視野に入れる。

◆新出遺構の価値確認と保存

- ・発掘調査等で新たに検出された遺構について、その重要度が高く貴重な遺構に対しては、史跡としての指定追加を進め、学術的な検討を加えて保存を継続することを検討する。

(1) 石垣、土塁の保存修復

- 調査研究計画（第5章 5-2 参照）での石垣総合的調査を実施し、修理・改修が必要な箇所に対しては保存修理計画を策定し、近世の石積みを尊重し専門家の監修を得ながら事業を実施する。
- 石垣の変形や不安定箇所が見られるものについて、石垣変位計測を実施する。変位が大きく累積し崩落の可能性が生じた場合に、修復・修理方法を検討し実施する。
- 公園や観光地として日常的な人々の公園利用が多いため、石垣危険箇所の安全対策を講じ、緊急度の高い部分から修復等の事業を実施する。
- 「歴史の証拠」としての石垣の本質的価値は積み直すことにより、遺構そのものの状態が失われることになるため、各専門家の意見を集約した上で、築造当初のオリジナルの石垣を損なう部分を最小限とするよう留意する必要がある。
- 平成26年度に実施した石垣基礎調査成果による危険度判定は、上記調査の基礎資料として位置づけ、変位状況や修理・改修の履歴の更新を記録していく。

事業内容

<内郭1ゾーン> 【本丸・持仏堂曲輪・風呂谷曲輪】

- ・石垣基礎調査で危険度が高いと判定され、かつ、動線に面している石垣について、本丸（図 2-21 石垣No.40・44）、風呂谷曲輪の間（図 2-21 石垣No.60）、並びに持仏堂曲輪（図 2-21 石垣No.150）で、調査研究計画と合わせ石垣変位計測を実施する。緊急に修理・改修を要すると判断された石垣については順次修復作業を行っていく。

<内郭2ゾーン> 【東曲輪】

石垣基礎調査で危険度が高いと判定され、かつ、動線に面している東曲輪と三の丸間の南（東）切通しの石垣（図 2-21 石垣No.251）について、石垣変位計測を実施し、必要に応じて修理を実施する。

（２）遺構き損、景観阻害樹木への対応

- 石垣や土塁の保護に影響する樹木への対策は、植栽管理計画（第5章 5-5(2)参照）を策定し、計画に基づき個別に除伐の必要性の検討を行い、緊急度・優先度に応じ順時伐採を行っていく。
- 樹木伐採時の除根は遺構に大きな損傷を与え、崩壊を導く可能性が残る。このため、過去に伐採された箇所も含めて樹木根（地中部）の経過を観察し、適切な除根の方法を講じていく。
- 遺構や歴史的景観を覆い隠し本来の価値を損なわせている樹木については、風致に配慮した伐採・剪定を行う。

事業内容

①＜内郭1ゾーン＞【本丸・持仏堂曲輪】

- ・本丸、持仏堂曲輪で、石垣の孕み等の原因となり暴風雨で倒木の危険性がある樹木、または石垣や堀等の遺構を覆う樹木について、植栽管理計画に基づき伐採・剪定を行う。

②＜内郭2ゾーン＞【二の丸・坂谷曲輪・菅生曲輪】

- ・天守や石垣等の歴史的景観を覆い隠している二の丸、菅生曲輪等に生育する樹木については、菅生川（乙川）に掛かる橋や国道1号に視点場を設け、歴史的風致に配慮した伐採・剪定を行い、景観を維持する。

表 5-4 保存修復内容一覧

ゾーン名	地区名(曲輪)		修復、整備等内容
内郭1	全域	石垣、土塁	石垣調査、修復検討
		植栽	遺構き損樹木、景観阻害樹木及び樹木根への対策検討
	本丸	石垣	本丸風呂谷曲輪間
	持仏堂曲輪		本丸埋門、虎口、忠魂碑下
	風呂谷曲輪		太鼓門
内郭2	全域	石垣、土塁	石垣調査、修復検討
		植栽	遺構き損樹木、景観阻害樹木及び樹木根への対策検討
	菅生曲輪	石垣	南(東)切通し

（３）新たに史跡の価値が確認された箇所

発掘等の調査研究結果により史跡としての価値を新たに有することが認められた箇所について、周辺の開発と調整を図りながら、総構えの重要遺構について市史跡地への追加指定あるいは公有地化を検討し、史跡の価値を適切に保存していく。

事業内容

＜内郭3ゾーン、総構えゾーン＞

- ・三の丸、菅生川端石垣（内郭3ゾーン）、大林寺郭堀（総構えゾーン）などでは、これまでの発掘調査で堀や石垣等の遺構が確認されている。今後の発掘調査の進捗により保存等を検討する。

5-4 復元整備計画

<基本的な考え方>

◆史実に基づく復元整備

- ・現在は消失してしまった曲輪、櫓や門等の建造物について、発掘調査や文献調査等により位置、意匠、構造、素材料等が明らかなものについては、史実に基づき復元検討を進める。

◆顕在化のための多様な表示・復元方法の検討

- ・資料調査及び発掘調査成果等による史実が不足し立体復元の可能性が低い建造物等に対しては、デジタル技術を利用したバーチャル（仮想空間）表示や平面表示による復元方法を検討し、城跡内に存在した建造物等遺構の「見える化」を図っていく。

◆史跡理解のための効果的な整備箇所の検討

- ・曲輪の外郭ライン等、史跡の価値を顕在化するために効果的な整備箇所について順位付けし、復元整備を実施する。

（１）復元水準の判定

表 5-5 に復元の可能性がある堀等の遺構や建造物の候補を挙げ、復元を可能とする資料等の現在の有無を一覧化しその復元可能性の判定を行った。

未発掘調査地が多く、現時点で復元の可能性は判断が難しいのが現状であるが、今後発掘調査（第5章 5-2(1)参照）及び資料調査（第5章 5-2(4)参照）等が進捗し、遺構や資料の所在が明らかになることで史実が確認できれば、復元水準を高めることが可能となる。

また、特に史跡指定地である本丸（内郭1ゾーン）や二の丸（内郭2ゾーン）には、石碑やモニュメント等の史跡に馴染まない施設が多く存在することから、これら諸施設の適正な移転や廃止等も復元整備を進める前提となる。

事業内容

<内郭1ゾーン> 【本丸】

- ・本丸の天守については、現在の復興天守の老朽化による更新時に、木造による復元整備の可能性を検討する。

<内郭2ゾーン> 【二の丸】

- ・二の丸の七間門については、現在の大手門を老朽化時に撤去し、発掘調査を実施した上で復元整備の可能性を検討する。

表 5-5 復元整備候補一覧

ゾーン	場 所	建物等 遺構名	現存状況	復元の根拠となる資料						備 考	復元の 可能性
				露出遺構	発掘	指図	絵図	文献	古写真		
内郭 1	本丸	天守、井戸櫓	復興天守復元	天守台石垣・心礎	△	×	○	○	明治初期	写真撮影3方向 (東、南、西)	B2
		廊下橋	アーチ形石橋	石垣	×	×	○	○	大正	写真撮影1方向(西)	B2
		月見櫓	四阿、ベンチ	石垣	×	×	○	○	明治初期	写真撮影3方向 (東、南、西)	B2
		辰巳櫓	翼閣	櫓台	×	×	○	○	明治初期	写真撮影1方向(南)	B2
		本丸御門		石垣・礎石(一部)	×	×	○	○	×		C
		埋門		石垣 (桁切欠き)	×	×	○	○	×		C
	持仏堂曲輪	太鼓門		石垣・礎石(一部)	×	×	○	○	△		B2
		土塀		基礎石	×	×	○	○	×		B2
	坂谷曲輪	坂谷門	伊賀川高水敷	石垣(一部)	×	×	○	○	明治初期	河川区域	C
		土塀		基礎石	×	×	○	○	×		B2
内郭 2	二の丸	二の丸御殿	家康館、売店、 花時計		△	△	△	△	×		B2
		七間門	(大手門)		△	×	○	○	×		B2
		(二の門)		移築	-	×	×	×	×		B2
		堀(土塁)	通路、花時計		△	×	○	△	昭和33年	航空写真	B2
	東曲輪	南(東)切通し	道路	石垣	△	×	○	△	昭和初期		B1
	菅生曲輪	南(東)切通し柵 形、門	広場		△	×	○	○	昭和初期		B1
		曲輪の一部	広場、駐車場		○	×	○	○	昭和初期	基本計画策定	A
内郭 3 (整備拠点箇所)	三の丸	①菅生川端石垣 (菅生川右岸)	河川高水敷	石垣	△	×	○	○	×		A
		②菅生門 (菅生曲輪)	住宅地、道路		×	×	○	○	×		B2
	備前曲輪	③黒門 (菅生曲輪)	住宅地、道路		×	×	○	○	×		B2
		④東馬出し (備前曲輪)	住宅地、道路		×	×	○	○	×	航空写真	B2
	浄瑠璃曲輪	⑤大手門 (浄瑠璃曲輪)	広場、商業施設、 道路		×	×	○	○	×		B2
	北曲輪	⑥大林寺郭堀 (買い物広場)	広場、植栽		×	×	○	×	○	昭和初期の空撮 写真(旧市史)	B2
		⑦大林寺郭堀 (城北遊園)	広場		△	×	○	○	○	昭和初期の空撮 写真(旧市史)	-
	白山曲輪	⑧稗田門 (稗田曲輪)	住宅地、道路		×	×	○	○	×		B2
		⑨白山曲輪 (新田白山神社)	樹齢400年のクスノキ 堀跡の痕跡		△	×	○	△	×		-
		⑩総堀、桜馬場 (乙川堤防)	住宅地、倉庫等		×	×	○	○	×		B2
総構え (整備拠点箇所)	総構え	⑪御馳走屋敷	駐車場		×	○	○	○	×		B2
		⑫籠田総門	商業地、道路		×	×	○	○	△	堀跡の写真 (旧市史)	B2
		⑬総堀 (籠田公園)	公園 地下駐車場		×	×	○	○	×		B2
		⑭総堀 (八幡町治い)	商業地、住宅地 石垣等の痕跡	段差地形	×	×	○	○	×		B2
		⑮信濃門	商業地、道路		×	×	○	○	×		B2
		⑯総堀 (御旗公園)	公園 石垣等の痕跡		×	×	○	○	×		B2
		⑰松葉総門	道路、住宅地		×	×	○	○	×		C
		⑱総堀 (明神橋西)	菅生川右岸		×	×	○	○	×		B2

資料の状況： 発掘調査 ○：遺構確認済 △：遺構の一部を確認済み ×：未調査
 その他資料(指図・絵図・文献・古写真) ○：有り △：有り(復元には不十分) ×：未確認

復元の可能性： A：現状で建造物等遺構復元条件を満たしており、復元整備の可能性が高い建造物等遺構
 B1：遺構の確認等、建造物等遺構復元条件を満たすことができれば、復元整備の可能性が高い建造物等遺構
 B2：B1と同様だが、周辺条件の整理が前提となる建造物等遺構
 C：建造物等遺構の復元条件が満たされておらず、また周辺条件からも復元が困難な建造物等遺構

(2) 主な復元整備

①菅生曲輪 <内郭2ゾーン> 【菅生曲輪】

- ・平成26年度策定の「岡崎城跡菅生曲輪整備基本計画」に基づき、平成12年度の発掘調査で確認された往時の遺構を顕在化する平面表示整備等を行うとともに、縄張りに沿った新たな動線を生み出すほか、都市中心地での貴重な空間として現状の広場としての機能（憩いの空間、防災拠点等）も確保する。
- ・整備に伴い広場名を「菅生曲輪広場」等の歴史的名称へ変更する。

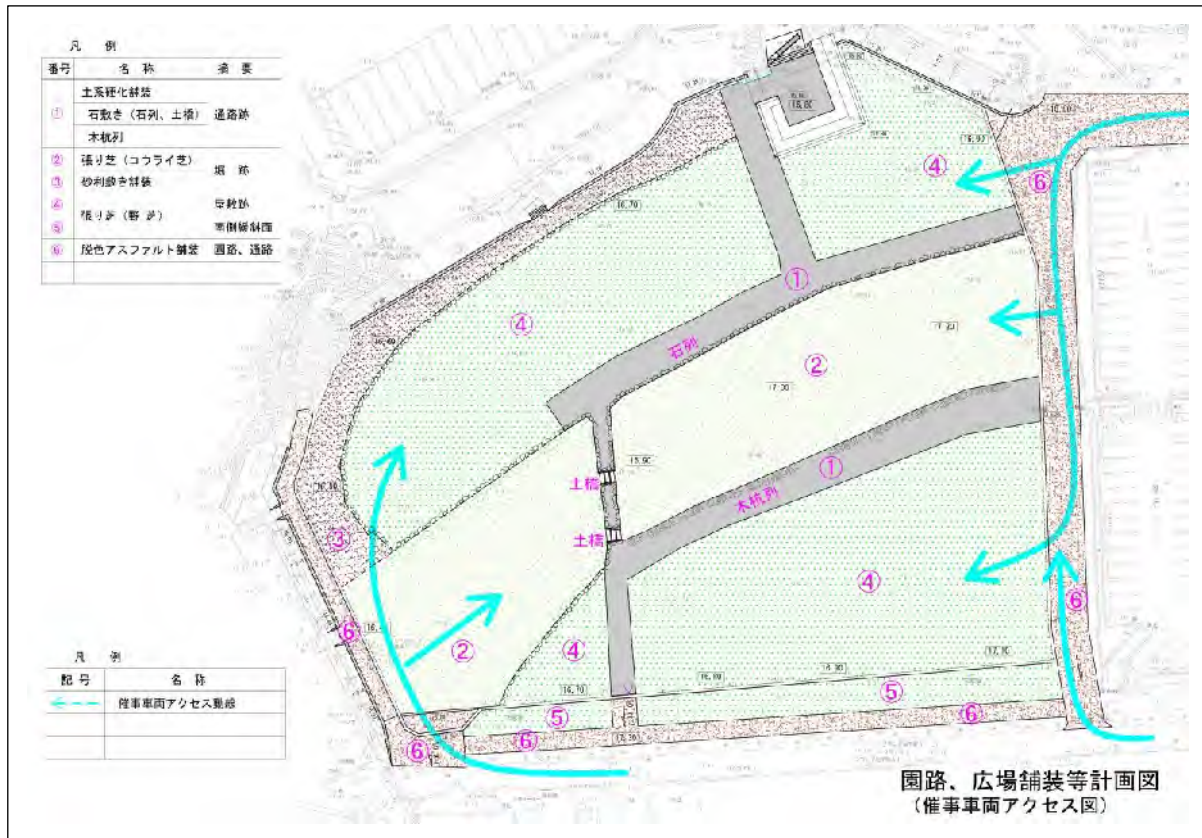


図5-5 菅生曲輪整備計画図



図5-6 菅生曲輪整備計画イメージ図

②南（東）切通し、枡形 <内郭2ゾーン>【東曲輪・菅生曲輪】

- ・平成 27 年度東曲輪発掘調査で、切通し上部から東曲輪に続く石垣や石段等の遺構が明らかになったことから、国道 1 号沿いの用地確保を進め復元整備の実現性を高めていく。
- ・切通し下端部の菅生曲輪に続く枡形では、追加発掘調査を実施し枡形の形状を確認する。
- ・明和 7 年(1770)の書上文書等に残る門の記録等から、枡形門の形状等を確定していく。



図 5-7 切通し整備イメージ図

③菅生川端石垣 <内郭3ゾーン>【整備拠点箇所①】

- 菅生川沿いの石垣について、この川端石垣は、現在でも菅生川の護岸となっている。
- 平成 27・28 年の発掘調査により、全長約 400m、総高約 5.4m に及ぶ日本最長級の城壁石垣であり、また、連続する石垣には横矢枡形が 3 箇所備えられ、他に例のない城郭の防御性と威容を示す構造がとられていたことが確認された。
- 平成 28 年度には、発掘調査を継続し、三次元測量調査を実施している。
- 今後、河川を往来する舟から見る菅生川端石垣と天守の歴史的景観を復元するため、石垣の延長、高さを活かし菅生川からの治水機能としての役割が実感できる遺構の展示方法の検討を行う。



写真 5-1 菅生川端石垣の旧景（昭和 30 年代）

④月見櫓 <内郭1ゾーン>【本丸】

○絵図、特に古写真にその位置や形状を窺い知ることができ、明和7年(1770)の書上文書に建物規模が記されていることから、今後発掘調査で礎石の位置を確認するなど、復元整備の基礎データを確認していく。

○遺構の遺存状況により、古写真・絵図を用いたデジタル技術（AR（拡張現実）、VR（仮想現実）等）により展示を実施する。



写真5-2 明治5年頃の月見櫓（西から）



図5-8 月見櫓図（「家山樵談」）

⑤二の丸・東曲輪間の空堀 <内郭2ゾーン>【二の丸・東曲輪】

○段丘上に並ぶ二の丸と東曲輪を区画する空堀は、現況は埋没しているが、『参陽商工便覧』（明治21年）の愛知県公立病院岡崎支病院（岡崎支病院）の絵に描かれている（図5-9）。

○航空写真等から、昭和30年代前半までは現存したことが確認される（写真5-3）。

○平成23年の試掘調査結果から、堀の西側肩の法面の存在が明らかになっている。

○岡崎城の内郭の縄張りをより顕在化するため、今後追加発掘調査を行い堀の範囲等を明らかにし、復元の可能性を探っていく。

図5-9 二の丸の空堀と岡崎支病院の図
（北から・出典：参陽商工便覧）

写真5-3 航空写真 昭和33年(1958)撮影

5-5 環境整備計画

(1) 動線計画

<基本的な考え方>

◆城郭遺構等を実感する動線設定

- ・岡崎城跡の本質的価値である石垣・堀等の遺構や縄張りの配置、東海道二十七曲り、総構えの規模等の岡崎城全体について実際に訪れて実感でき、楽しみながら歩いて学べる散策動線を整備する。
- ・岡崎城下の繁栄を築いた河川交通と、天然の堀として機能した菅生川（乙川）や総堀跡を巡りながら地理的学習をし、また川と城郭の情景を楽しめる散策路の整備を行う。

◆回遊性を生む動線整備

- ・総構えエリアまで広げた範囲で、その存在規模を視覚的に確認できる整備を行う。
- ・旧城下町である市街地まで流れのある整備・活用を検討し、東海道二十七曲りを始め旧東海道までの回遊性の向上を図る。

◆史跡重視の柔軟なバリアフリー

- ・史跡の本質的価値を向上させる整備を行うため、遺構復元により動線上のバリアフリーが困難となる場所については、代替ルートの設定や人的支援等の対策を講じる。

探索動線の整備

- 動線上の見学ポイントでは、調査研究成果を盛り込んだ案内板を設置し、デジタル技術ソフト（仮想現実（VR）、拡張現実（AR）等）を併用した情報発信機能を付加する。
- 市街地での動線整備は、総堀、東海道二十七曲り等の位置を視覚的に確認できる現地表示方法を検討し整備する。
- 未整備箇所や現地見学での理解を深める手段として、探索ルートを解説した地図、リーフレット等の刊行物を作成する。

事業内容

<内郭1ゾーン、内郭2ゾーン> （図5-10）

- ・史跡の見学ポイントを、絵図と現地を対照し江戸時代の道を通りながら巡ることで、城郭の構造を知り、石垣の構築技法等を観察し楽しむ探索ルートを設定する。

<内郭1ゾーン> 【本丸・持仏堂曲輪・風呂谷曲輪・坂谷曲輪】 （図5-10）

- ・清海堀周辺については、中世や家康期の岡崎城が感じられる貴重な場であるため、近世的な土塀等の復元を行わず、古城の雰囲気を含め遺構をそのまま残すようにする。
- ・キシノウエトタゲモ（市天然記念物）等、城郭の古い環境特有の希少種や自然遺産を楽しみ、観察する動線設定を行う。
- ・清海堀等の堀底を中世の土塁と近世の石垣を間近に見ながら巡る動線を設ける。遺構保護に留意し、舗装等のハード整備は行わず、限定的に見学会を企画し市民向けの公開活用の一つとする。

＜内郭2ゾーン＞【東曲輪・菅生曲輪】（図5-10）

- ・菅生曲輪の多目的広場から国道1号へと向かう南（東）切通しでは、発掘調査で確認された石段の復元をし、保存整備の一環として遺構を重視した動線として整備する。
- ・龍城堀（水堀）では、ボートを利用した探索コースを企画し、日頃とは違う視点から石垣等を観察する機会を設けていく。

＜内郭3ゾーン＞（図5-11）

- ・内郭沿いに大手門、菅生川端石垣等を廻る周遊ルートを設定。整備拠点箇所には、調査研究成果を盛り込んだ案内板の設置や、デジタル技術ソフト（AR・VR等）を併用した情報発信施設を設ける。
- ・天守方向への眺望が確保でき、内郭の大きさや地形の高低差を体感できる箇所について、菅生川（乙川）や伊賀川の橋梁、あるいは国道1号に架かる歩道橋等をマップ等で案内する。

＜総構えゾーン＞（図5-11）

- ・菅生川（乙川）、人道橋（新橋）を經由し総構えゾーン沿いに点在する整備拠点箇所や寺社等を巡り、岡崎城総構えの規模を体験する延長約4.5kmの周遊ルートを設定。
- ・東海道二十七曲りについて、既に設置されている案内柱等を利用し、ルート沿いに残る町家（材木町の唐弓弦看板のある町家等）や往時の道路幅員、伝馬町を始めとする各町で設置された秋葉山常夜燈等、近世の東海道と城下町の景観が感じられる箇所を付加し案内する。
- ・飲食店等の協力を仰ぎ休憩スポットを設置、あるいはサイン標示箇所でのデジタル技術ソフト（AR・VR等）を利用した仮想空間の創造等、来訪者が楽しみ寛ぐ空間を創出する。



写真5-4 東海道二十七曲りの案内柱と舗装



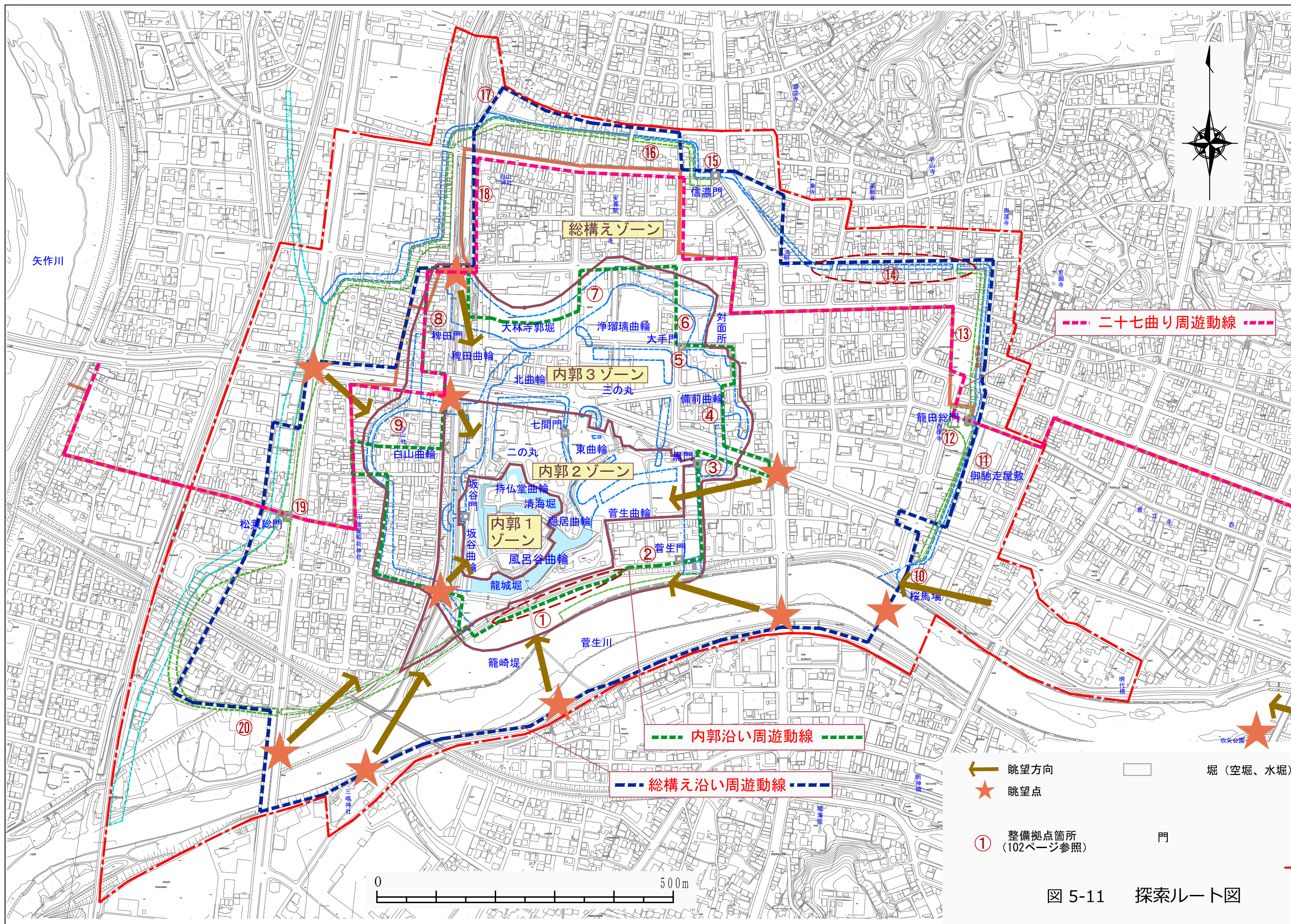
写真5-5 道標



写真5-6 秋葉山常夜燈 (籠田町)



図 5-10 探訪ルート図 (市史跡指定地)



(2) 植栽管理

<基本的な考え方>

◆岡崎城跡の価値を高める植栽管理

- ・遺構の保全や歴史的景観の形成等を図り、岡崎城跡の価値を高めることを目的とした植栽管理計画を作成し、適正に管理していく。
- ・業者選定にあたっては、史跡に関する植栽管理であるという観点から、これまでの経験や能力を検討して選定する。

①伐採・剪定

- 樹木は景観形成の重要な要素であるという観点で剪定等を行い、歴史的景観の向上を図る。
- 石垣等に生育しており、遺構に損傷を与えたり、その景観を阻害したりしている樹木については伐採・剪定し、あるいは影響が出る前の低木の段階で整理し、城郭遺構の保存と歴史的景観の保全を図る。
- 通景（見通す景観）阻害となっている樹木については、伐採・剪定し、史跡の価値向上を図る。
- 公園内において、枯損木等は来園者の安全確保のため、伐採・剪定する。
- 外来種（メタセコイア、ヒマラヤスギ等）は、史跡としての歴史性にそぐわないため伐採の対象とする。

②樹木の更新

- 近世の絵図や本多静六の岡崎公園設計案等も考慮し、歴史的景観復元を目標にした樹木の更新を行なう。
- 史跡指定地内は風致地区指定範囲でもあり、緑の確保も求められている。枯損木に際しては景観等を考慮し、適切な樹種により更新を行っていく。

事業内容例

<内郭1ゾーン>【本丸・坂谷曲輪】

- ・本丸付近では、龍城図等に描かれるクロマツを主とした歴史的景観が感じられる樹木の更新を行なう。



写真 5-7 石垣等の景観阻害例
風呂谷曲輪（龍城堀）

石垣に自生する樹木及び石垣天端や風呂谷曲輪の樹木が、本丸石垣への通景を悪くしている。



写真 5-8 土塁に繁茂する樹木
（本丸坂谷曲輪側）

土塁に自生する樹木が遺構をき損し、また坂谷曲輪から本丸や土塁への眺望を阻害している。



写真 5-9 土塁樹木の景観阻害例
(坂谷曲輪・西より)

土塁の樹木を間伐あるいは枝打ちすることで、坂谷曲輪から本丸天守や石垣への通景を確保できる。



写真 5-10 土塁樹木の景観阻害例
(坂谷門西より)

土塁上部の樹木を間伐することで、坂谷曲輪から本丸天守への眺望を確保できる。

③名所化しているサクラの維持管理

○明治時代に植樹が開始されたサクラは、来訪者に四季を感じさせる風物詩であり、市民に親しまれている。平成 28 年の市制施行 100 周年を機に「市の花」となり、本市を代表する観光資源であるため、遺構のき損・通景の阻害をしないものについて樹勢回復による長寿命化、遺構保存に配慮した植え替えによる更新等を検討し、近代以来の桜の名所として維持していく。

○更新に際しては樹種の転換も検討していく他、新たな植樹の際には、市民参画による実施等も検討する。



写真 5-11 菅生川（乙川）沿いの桜並木と復興天守（菅生曲輪・南より）



写真 5-12 伊賀川沿いの桜並木（坂谷曲輪・竹千代橋より）

（３）教養施設（展示施設等）

＜基本的な考え方＞

◆ガイダンス機能の継続

- ・現状の展示施設として「三河武士のやかた家康館」並びに「岡崎城天守閣」があるが、史跡のガイダンス施設として当面その機能を担保していく。

事業内容

＜内郭１ゾーン＞【本丸】

- 復興天守の老朽化に伴う更新時には、木造建造物への更新を検討する。その際は、内部にある展示物の整理移転を合わせて検討する。

＜内郭２ゾーン＞【二の丸】

- 家康館等が老朽化した際には、将来二の丸御殿等の建物復元が検討される際に、その機能移転を図ることを検討する。

（４）サイン・案内板（便益施設）

＜基本的な考え方＞

◆デザインの整合と統一

- ・都市整備部局との連携を図り、既存の景観対象公共サインデザインガイドライン、乙川リバーフロント地区における公共サインデザインガイドラインとの整合をとりつつ、現状のサイン等を順次更新していく。
- ・まちなか案内サインの整備では、周囲との調和に配慮しつつ、日本の伝統美と岡崎の風土に則った歴史性、風土性、洗練された現代性を取り入れたデザインで統一を図る。

◆多様な来訪者へ対応した情報提供

- ・海外からの来訪者に対し多国語表記やピクトグラムを活用、あるいは音声案内や触知地図等、多様な来訪者の利便性を向上する情報提供を図る。

事業内容

＜内郭１ゾーン、内郭２ゾーン＞

- ・岡崎公園内では「史跡や遺構」を明示説明するサインと、「公園」のサインとの棲み分けを行い、来訪者に見やすくわかりやすいものとする。類似サインについては統合を図る。

＜内郭３ゾーン、総構えゾーン＞

- ・岡崎公園内でのデザインの統一化はもちろん、総構え範囲においても素材や色彩などの統一化を図る。

（５）その他の便益施設

＜基本的な考え方＞

◆遺構の保存と歴史的景観の保全に配慮した施設整備

- ・既設公園施設の改修や新設が必要な場合は、設置位置並びに保存遺構や地下遺構に影響を及ぼさない方法を検討し、史跡と都市公園とが調和した良好な歴史的景観形成を図る。

①駐車場

- 駐車場の新たな整備に関しては遺構の保存が優先であり、増設なども含め指定地外の岡崎公園周辺の敷地等の利用ができないか検討を行う。

②便所

- 岡崎公園内の便所においては、当面増設は行わずユニバーサルデザイン化（例：多目的トイレ等）を図る。
- 既存有料施設や売店、飲食施設等の便所を、施設利用者以外にも使用できるよう兼用化を検討する。
- 今後の改築等については、意匠や素材、色彩について有識者のアドバイスを受け、歴史的景観に調和するデザインとする。

③売店、飲食施設

- 売店等の除却に際しては、建物の機能移転（例：休憩所、便所等）や、建築物ではなくても可能な手法（例：移動販売等）も検討する。
- 施設の改築等については、意匠や素材、色彩について有識者のアドバイスを受け、その都度、検討を進める。
- 多様なニーズや機能の統合（コンビニ化）を図ることにより、質の向上を目指す。
- 維持管理、運営、建設等はPFIなどの手法を取り入れ、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用する手法も検討する。

（６）占用施設

＜基本的な考え方＞

◆史跡の価値向上のための廃止・移転

- ・占用施設の機能や史跡内設置の可否について検討し、史跡にふさわしくない諸施設に対しては廃止や移転あるいは再配置などを講じ、史跡の価値を高めていく。

①売店、飲食施設等建造物

- 売店等占用施設は親族（２親等）限りとし、それ以外の更新は行なわない方針とする。

②石碑等工作物

- 現状の石碑等の設置由来等の調査を行い、史跡指定地内での設置にふさわしいかどうかの評価を行い、そぐわないものに対しては設置者等と協議し、史跡指定地（岡崎公園）内外への移設あるいは除却を検討する。（例：電話ボックス、記念碑等）
- 今後、工作物については史跡指定地内にふさわしい物か有識者の助言も受けて判断し、ふ

さわしいものでなければ新規の寄附受納はしない。

(7) 管理施設

<基本的な考え方>

◆史跡への影響軽減に配慮した設置

- ・管理上必要な施設については、遺構の確実な保存と歴史的景観との調和に配慮し、影響を軽減する方法で設置する。

①電気・給排水設備等施設

○電気(照明等)・給排水設備等の供給施設は、遺構の保存と歴史的景観の向上のため、規模、意匠、色調、設置位置等について十分検討し設置・改修する。

事業内容

<史跡指定エリア>【坂谷曲輪】

- ・坂谷曲輪の国道1号から伊賀川沿いに南下して伸びる電気供給施設(電柱、架線)は、将来周辺樹木の整理が進むと、その存在が景観上の阻害要因となる可能性がある。園路沿いの地下遺構の存在を確認しながら、電気・給排水等設備の地中埋設供給の可能性やカラー電柱の採用を検討し、阻害要因の解消を目指す。

表5-6 環境施設修理、更新内容一覧

ゾーン名	地区名(曲輪)	場 所	修理、更新内容
内郭1・内郭2 (岡崎公園)	本丸	岡崎城天守閣[展示施設]	天守の木造化検討・ガイドンス施設の統合検討
	二の丸	家康館[展示施設]	機能の統合、移転等検討
	二の丸	能楽堂[野外劇場]	移転検討
	東曲輪	東隅櫓	復元施設へ
	全域	駐車場・便所等	便益施設の統廃合、移設検討。老朽化施設の修理
		売店・飲食店	占用施設の移転等、更新可否検討
	全域	休養施設	休憩所・ベンチ等
	全域	広場・園路	園内周遊、探索動線の維持、修復
		門・柵・案内板等	人止め柵等の修復、更新
	全域	修景施設	植栽[藤棚・サクラ等]
	二の丸	流れ(せせらぎ)	流れ(せせらぎ)の改修
	全域	その他施設	石碑等
	本丸	巽閣等	巽閣の改修

5-6 公開活用計画

＜基本的な考え方＞

◆資料・データの公開活用

- ・調査研究等により収集した情報については、多様な手段により適宜情報公開を行い、市民の関心を高める。

◆調査成果を活用した整備

- ・調査研究成果を基に史跡の価値や特徴を活かした整備を行うと共に、利活用の方法も講じていく。

◆歴史的名称の周知

- ・歴史的な場所に歴史的名称・地名を合わせて表示し、周知することで、来訪者の理解を深め、総構えの地域住民を始め市民の誇りを醸成することを図る。

（１）調査研究、並びに整備成果等の公開

- 文献等調査研究の成果は、刊行物による公表を行うほか、絵図や古写真等のデータベースの公開をするなど、市民にとっての活用の方法を広げる。
- 発掘調査現場や関連する整備工事の公開を通じて、市民や公園来訪者の関心を高めると共に、史跡保存活用事業への理解と支援を求める。

事業内容

＜内郭1ゾーン、内郭2ゾーン＞

- ・岡崎城の中世以来の歴史や特徴が学習できる地点の他、動線計画（第5章 5-5(1)参照）での修復を終えた石垣や、遺構保護に留意しながら公開を図る土塁で構成される堀底を探索する限定ツアー等を開催する。ガイドの誘導を加えながら、参加者に中世の土塁や石垣の様子を体感できる機会を設ける。

（２）歴史的名称・地名の周知

- 岡崎城跡の顕在化手法の一つとして、歴史的名称・地名を現地に表示し、また刊行物等での情報発信により市民や来訪者への周知と理解を図る。

事業内容

＜内郭1ゾーン、内郭2ゾーン＞

- ・岡崎城跡ならではの特性を顕在化し、史跡保存の目的に叶った文化財活用整備が完成した箇所においては、順次遺構に由来する名称（例：菅生曲輪広場等）に変更する。

＜内郭3ゾーン、総構えゾーン＞

- ・岡崎城のどの場所にあたるかを曲輪や遺構が地表に現れていない市街地の中で理解しやすくするため、その位置と旧地名等の歴史的名称を表示し、整備の進捗に合わせて歴史的な名称（例：大手門広場等）に変更する。

（３）各種情報発信方法の活用

- 無線LAN（Wi-Fi 等）の整備を促進し、デジタル技術ソフト（VR、AR等）による新しい情報伝達の利活用を積極的に進め、時代に即した発信方法の多様化を目指す。この方法は復元整備計画（第5章 5-4 参照）でも積極的に採用を図り、他の都市計画・観光計画等との広域的な連携ツールとしても用いていく。

（４）情報発信の連携と継続発信

- 岡崎城跡の歴史や文化情報の伝達者として、市民ボランティアを含めたガイドを養成する。
- 関連部局と連携し、岡崎市ホームページ、観光協会等への情報提供を継続的にを行い、岡崎城跡の整備計画等の最新の情報を発信する体制を作る。
- 観光担当部局と連携し、史跡の情報だけでなく交通拠点、バス停、観光地、飲食店、便所、コンビニエンスストア等の観光情報を掲載した「まちなかマップ」や「ガイドブック」を作成する。
- 石垣、堀等の遺構を岡崎城跡の見どころとして解説板やパンフレットへの記載等により、来城者へのPRを行う。
- 発掘調査報告書等の刊行物やパンフレットによる、幅広い世代への情報発信を行う。
- 発掘調査や整備計画の進捗に伴い、城郭研究者を交えたシンポジウムや講演会を開催し、その模様を映像等の記録に残す。

（５）演出照明

- 復興天守には夜間にライトアップ演出され、また、サクラ開花の時期に季節的な演出照明が行われている。

他の特徴的な遺構に対しても、さらに史跡の価値を視覚的に体感できるよう、遺構が損傷しないように配慮し、演出照明を設置する。



写真 5-13 天守の夜間照明と桜まつりの季節照明演出（本丸・風呂谷曲輪）

事業内容

<内郭1ゾーン> 【本丸・持仏堂曲輪】

- ・清海堀において、スポットライト等により、堀底や土塁あるいは石垣等を浮かび上がらせる演出を検討する。

<内郭2ゾーン> 【菅生曲輪・隠居曲輪】

- ・龍城堀の一部において実施している石垣や水面を映し出す演出照明の延伸を検討する。

<内郭3ゾーン、整備拠点箇所①>

- ・菅生川端石垣について、菅生川（乙川）の対岸から横矢枡形等の特徴的な箇所及び石垣延長を照らし出す照明演出を検討する。

5-7 管理運営計画

＜基本的な考え方＞

◆史跡としての管理運営

- ・従来の岡崎公園管理に、新たに「史跡管理運営」の項目を加えた管理運営指針を作成し、関係部局で連携を取りながら運用に当たる。

◆継続性のある岡崎城跡の管理運営体制の整備

- ・岡崎城跡としての管理運営等を総合的に継続的に実施することのできる体制を整える。

（１）維持管理

①文化財、関連施設の管理

- 遺構、復元整備地等、各所の特徴や特性に応じた点検管理項目を設け、日常的な点検、軽微な補修、清掃等を行う。
- 史跡としての価値を向上するため、日常的な土砂の堆積により埋没した石垣等の遺構について、保存のための適切な措置を施した上で表出する。
- 関連する公園施設についても同様の維持管理を行う。

②植栽管理

- 日常的な管理を行う他、将来的には植栽管理計画に沿って植栽管理を行う。

（２）利用管理

①日常利用対策

- 史跡指定地を始めとした岡崎城跡の歴史文化資源の魅力や価値を利活用できる管理を行う。
- 市民や観光客等の利用者が、安全で快適な利用ができるような管理を行う。（公園機能）
- 管理運営者への接客待遇向上を促し、これを利用者への安全指導や利用マナーの向上へと繋いでいく。

②緊急、非常時の対策

- 事故や災害時、緊急時における緊急車両の搬入経路、消火体制を確立する。（防災機能）
- 利用者の安全な誘導、避難、搬送等について、別途運用指針等を作成すると共に、関係者への周知や模擬訓練等の措置を講じていく。

（３）管理運営体制

①管理運営体制

- 岡崎公園の管理運営に新たに「史跡（文化財）としての管理運営」の項目を加え、利用管理や施設の維持管理等が円滑に運用できるよう管理運営体制を再構築する。
- 史跡、公園、展示施設等の関係部局で定例の連絡調整会議等を開催し、情報の共有化や連携を図りながら運用に当たる。
- 遺構の保護等の活動について、市民による参加の機会を設ける。

②管理運営方法

○税収等に拠る管理運営財源の確保だけでなく、様々な方法を活用して収入源の確保を図っていく。指定寄付や基金等の保存・整備のための資金調達の方法を検討する。

◇専門家・学識経験者

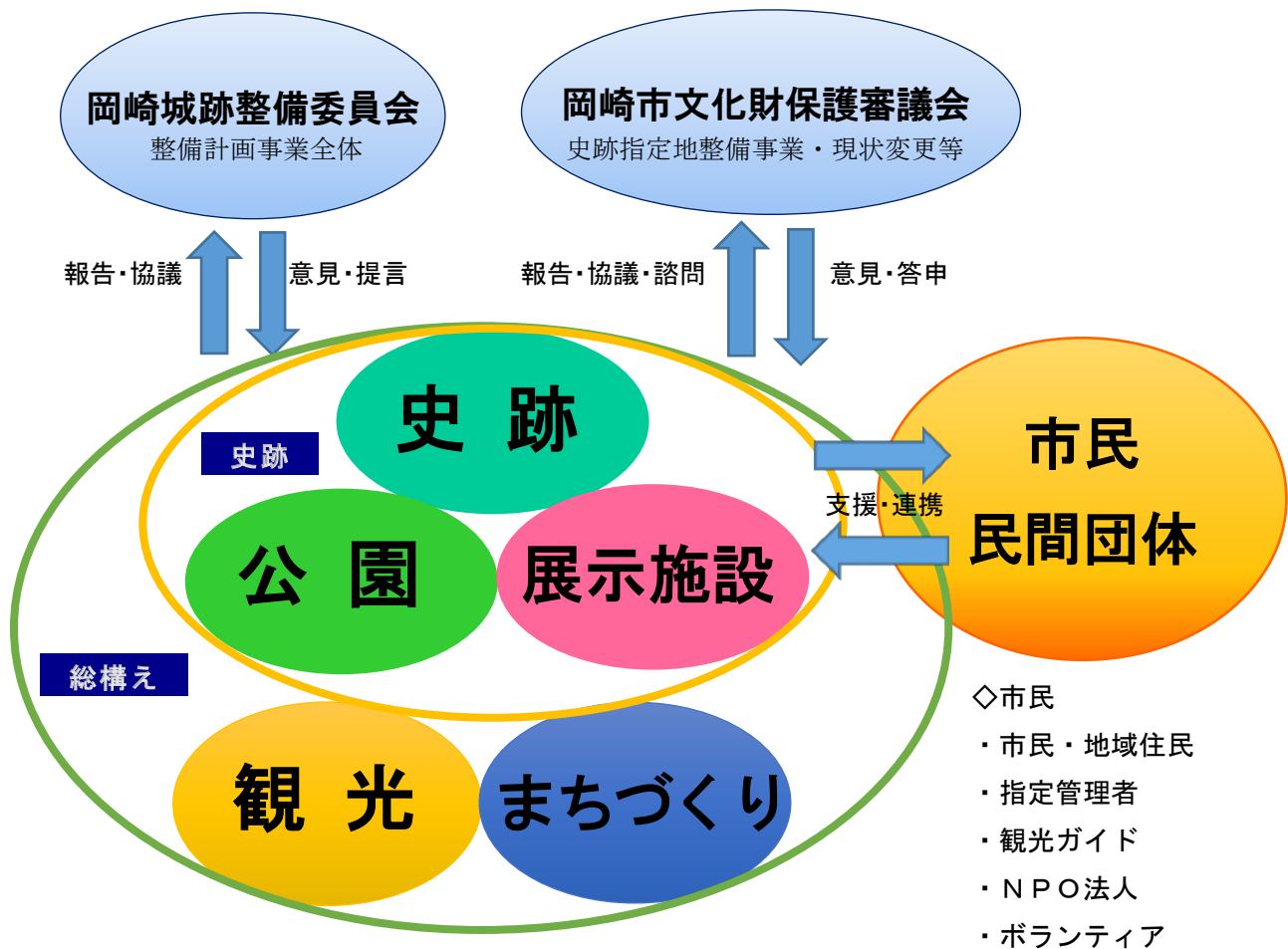


図5-12 事業実施と管理運営の体制

